

まち景観② ころに残る景観資源発掘委員会について

(1) 発掘委員会とは

ころに残るまち景観の募集実施要領抜粋

第7条 応募された景観資源を審査し、景観審議会に推薦するため、ころに残る景観資源発掘委員会（以下、委員会）を設置する。

2 委員会は、岸和田市附属機関条例第2条に規定する岸和田市景観審議会及び岸和田市環境デザイン委員会の委員から4名以内で組織する。

3 委員会は、応募されたまち景観を、応募書類、まちかど投票、現地調査等の方法により別表2の視点と評価に基づき審査し、特に優れたまち景観を『ころに残る景観資源』として岸和田市景観審議会に推薦する。

別表2

(第7条関係)

視点と評価
<p>(1)「住民意識への効果」 …地域固有の魅力を感じさせ、市民の誇りとなり得るまち景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域住民に愛されるまち景観となっている ② 地域住民のアイデンティティや誇りを形成している ③ 住民のまち景観への意識や愛着を高めている
<p>(2)「住民活動への効果」 …豊かな生活の場、住民活動の場となり得るまち景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域住民の日常生活の場として使用されている ② 維持管理活動等が地域住民の手で行われている
<p>(3)「周辺空間への効果」 …周囲のまちなみに良い影響を与えられるまち景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 周辺の建物の形態、ファサード、意匠に良好な影響を与えている ② 地域の魅力が効果的に伝わる視点場を形成している
<p>(4) 岸和田の景観的なシンボルである「岸和田城」「久米田池」に関連するまち景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 従来の印象や魅力と異なる新たな視点が効果的に伝わるなど景観的要素を形成している ② 歴史や文化、季節感など地域のシンボルとして人々との関わりが感じられ、又は特徴づけている

(2) 発掘委員会のスケジュールと審議事項

令和元年 5月29日	令和元年度 第1回景観審議会
令和元年 10月上旬	令和元年度 第2回景観審議会 ◎発掘委員の選出
令和元年 10月中旬	発掘委員会・委員就任の依頼
令和元年 10月下旬	まちかど審査開始 
令和元年 11月上旬	まちかど審査終了
令和元年 11月中旬	<u>第1回発掘委員会</u> 審議事項 ◎推薦までの進め方について ◎推薦方針・審査基準について ◎事務局による事前調査の結果について ◎現地確認候補の選出について
令和元年 12月上旬	<u>第2回発掘委員会</u> 審議事項 ◎現地確認 
令和元年 12月中旬	<u>第3回発掘委員会</u> 審議事項 ◎推薦資源の決定について ◎講評(案)について ◎作業検証について
令和2年 2月上旬	令和元年度 第3回景観審議会 ◎発掘委員会により推薦された対象の審議・承認
令和2年 2月下旬	まち景観(第2回)の指定